

一般社団法人 千葉県社会福祉士会  
平成 27 年度 第 6 回理事会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 3 月 5 日（土）10：00～12:10
2. 場 所 千葉県教育会館 604 号会議室
3. 出席者 会長 染野  
副会長 相澤、奥野、宮間  
事務局長 鈴木  
会員理事 (総務委員会・企画部会) 岡本  
(総務委員会・広報部会) 小川  
(総合相談委員会) 渋沢  
(研修委員会) 浅見、神田  
(ばあとなあ委員会) 櫻井、吉田  
(司法福祉委員会) 大浦、出口  
外部理事 池亀、長谷川、西尾、田中、近藤  
監 事 伊達

4. 議題

- (1) 各委員会報告事項に対する質疑
- (2) 議事 ① 役員候補者の理事会推薦について  
② 情報公開規定について  
③ 個人情報保護ガイドラインについて  
④ 特定個人情報保護規定について  
⑤ その他
- (3) 報告 ① 事務局員研修報告  
② 法人後見監査報告

5. 議事録

- 出席者及び資料の確認
  - ・ 鈴木事務局長から、現在、理事会出席者 19 名。定款第 34 条により定足数に達しており、本理事会は成立すると報告。配布資料の確認。
  - ・ 染野会長から開会挨拶
  - ・ 午後 1 時 30 分から総会、その後はオープン化会議予定も控えております。

定款 32 条に基づき、染野会長が議長を務める。

- 先に議事についての流れ資料確認
- 議題
  - (1) 各委員会報告事項に対する質疑
    - ・ 配付資料以外に補足がある委員会

**説明 :**

・基礎研修ⅠⅡⅢについて、Ⅰについては2月13日に終了、Ⅲについては初めての研修であったが、ⅡⅢとも3月13日（日）に最終日を無事に迎えることが出来る。皆様のご協力に感謝します。来年度の研修についての日程は決まったが7月9日はホテルリブマックス→社会福祉センターに会場変更となった。

・共通基盤研修について資料に記載したが、生涯研修センターとの状況を見極めてから今後の検討課題となる。

日本社会福祉士会より、会全体で運営するようにとの指導が来ている。理事会との同じ枠組みの中での生涯研修センターの運営が望ましいのではとの意見が準備委員会の中で出ている。理事会終了後、そのまま生涯研修センター会議をする様になると、みなさまへの負担も増えることから、ご承諾を得てから進めることになる。

**質疑 :**

・賛成である。研修委員会が奮闘しているのを準備委員会に参加して良くわかり、会が運営する理事会の皆で分かち合うべき。

**説明 :**

・理事会がスタッフやファシリテーターの要請をするのではなく、あくまでも生涯研修センターの依頼として各委員会に要請する。現状研修委員会は基礎研修もあり、講師依頼等、負担があまりに大きく、みなさまのささえをお願いしたい。

**質疑 :**

・生涯研修センターの中では、会の責務を固めることが大切。その先に理事会の理解が得られ、協力も得られるのでは。

・運営と理事会が混ざってしまっているが、運営認識を持ちやすい形を示せれば良いのでは。

**説明 :**

・理事会との同じ枠組みとして、ご承認いただきたいので、組織図的なものを示し、理解されやすい形を考える。

**質疑 :**

・日本社会福祉士会から提示されている研修プログラムは出来上がっているのか？

・DVDから生講義に切り替えていくことをここで考えていくのか？

**説明 :**

・プログラミングは県には任されていないが、基礎研修の後がまだはっきり示されていない。

・スーパーバイザーがいてスーパービジョンを受ける。のだが、人材が不足している。その後に専門的な、司法・権利擁護に関する研修の開催の流れとなる。

・文字のDVDがあるので、先々は生講義に切り替えなければならない。生講義のメリットは、その場で質問が出来ることであるが、論点のずれた話（全国で展開している講義とはずれた話）はNG、と言われている。

**質疑 :**

・現段階だと大きな理念を、県でやることの意味を委員会で固めることがスタート。

まあとなあより

**説明 :**

・運営規定（21号、22号）の改正についての（名簿登録規程と運営規定）の承認をいただき

たい。

決議：ばあとなあ運営規定 21 号、22 号に改正

→承認

質疑：

- ・名簿登録規程第 22 号第 7 条 3 号をみると研修を受けなくても名簿登録は出来るのか？

説明：

- ・研修を受けないと名簿登録は出来るが、受任はさせない。という運用をしている。

司法福祉委員会より

説明：

- ・平成 28 年 2 月 1 日、弁護士会館にて「連絡協議会」、2 月 5 日に「司法福祉委員会」を開催した。
- ・以前、理事会で実施要項を出した際に、三役預かりとなったままである。弁護士会ともマッチング支援の流れについて協議をしており、実施要項が必要である。次回の弁護士会との「連絡協議会」3 月 28 日開催予定では、ある程度の話が出来るようにしたい。4 月からは、事務局を経由してのマッチング支援の流れになると思う。

質疑：

- ・前回、実施要項をご提出後、当該委員が欠席され、その後初めての理事会参加である。
- ・弁護士会が、4 月からの運用を考えているのであれば、マッチング支援の流れについて、図式や分かるものを用意して、会としての理解を早く示す必要がある。

説明：

- ・まだお渡しできる形での用意はしていない。要項を図式化したものを考えている。

質疑：

- ・マッチングの対象・基準、優先順位は？

説明：

- ・弁護士会からの依頼内容による（ケース別・地域別）が、刑事司法 SW 養成研修を受講済の方を考えているが、実施要項に盛り込む予定である。

広報部会

説明：

- ・「点と線」第 90 号発送予定 3 月 17 日です。

## （2）議事

### ①役員候補者の理事会推薦について

説明：

- ・一般社団法人 千葉県社会福祉士会次期役員候補者 5 名の候補者氏名・推薦理由の資料をご確認いただき、理事会推薦のご承認をいただきたい。ご承認いただいた場合、6 月の総会資料に立候補者 10 名を含めた 15 名として載せさせていただき、6 月総会時、代議員の皆様のご承認をいただければ新役員となる。

質疑：

- ・推薦された方々のプロフィール、新理事となって会の中で何が出来るか、何をやりたいか、

コメントのようなものを示してもらえないか？総会に来ていただいた会員の方に承認を問う際、理事の候補者についてはたしてご存知なのか？と思っていた。

- ・立候補、推薦を問わず、意欲の表明は必要ではないか。

説明：

・立候補の方についても、立候補届に記載いただいている所信表明については総会資料等で示すことはしていない。するのであれば、理事会推薦のご承認いただいた後、立候補者 10 名を含めて所信を示さねばということになる。広報で選挙後に「各理事の素顔」の記事を載せる。信任の為に必要であれば、別添資料を用意することとなる。

・今まで総会資料では、信任か再任・何期目かだけを示していたが、一言であれば、多少のスペースを増やして立候補者を含め、15名の方の言葉を載せられる。掘り下げた内容であれば、「点と線」での素顔の紹介がふさわしいのでは。

- ・いずれにしても、理事会推薦を承認後のことである。ご承認いただけるか？

決議：一般社団法人 千葉県社会福祉士会次期役員欠員分 5名の理事会推薦

→承認

②情報公開規定について

③個人情報保護ガイドライン（案）について

説明：

- ・前回、理事会での名簿作成に向けて、情報公開規定第 13 号、第 2 条、第 3 項を追加。

- ・個人情報保護ガイドライン（案）について、

前回（案）として出していたが、第 4 条を変更し、情報公開規程に紐付けをしている。

・第 10 条に「情報公開規定第 13 号第 3 条第 4 号について規定される資料については、会員により情報共有できるものとする。」とした。

- ・ベースに日本社会福祉士会の基本方針がある。

質疑：

・日本社会福祉士会でのデータベースを使用して自分で公開についての管理が出来る様にはなっていいのか？

説明：

・後でも触れるが今の段階では、話が出ている程度である。仕様が追い付いていないのが現状。

決議：情報公開規定及び個人情報保護ガイドライン（案）一部変更について、ご承認いただけますか？

→承認

④特定個人情報保護規定（案）

説明：

・いわゆるマイナンバーであるが、千葉県社会福祉士会として研修等の講師謝金を支払う振込と同時にマイナンバーの管理が必要となる。管理が非常に厳しく罰則も設けられており、会としての整備が必須である。

- ・事務局としてはバックアップ保存が出来るように昨年 10 月から PC 3 台変更した。

質疑：

・スタンドアローンでの管理が必要ではないか？ネットワークに繋がっていないことが大事。

説明：

・現在のPC3台以外に、スタンドアローンで管理は可能である。

決議：特定個人情報保護規定（案）について、ご承認いただけますか？

→承認

(3)

報告①

・1月23日、日本社会福祉士会事務局員交流会が開催された。参加した川井事務局員・萱原事務局員からの報告資料を載せている。

・2018年度で日本社会福祉士会の会員管理事務委託が終了する。それ以降については、県で会員管理・会費徴収等も行うことになり、事務量の増大が予想され、事務局員3名の現在の体制では難しく、人員の増員が必要となる。ただし、現在の日本社会福祉士会への年/5千円/人であったのが、綱紀案件についての、年/200円/人と、新入会会員のみ、会員証・生涯研修手帳/1千円/人、となるため、会への入金額は平成28年度の予算額に照らせば、7百万円増えることになる。

・先にご承認いただいた、特定個人情報保護規定（案）でもあった、マイナンバーをご提示いただく際にについて、事務局員用意のお願い文書及びマイナンバーご記入用紙を今回資料として示している。

・研修システムの中であげなければいけなかった過去研修でシステムに上がっていないものがあつたことが、交流会を通してわかり、現在、調査しながらあげているところである。

・前々年、バックアップハードディスクが壊れ無くなってしまって取り出せないデータがあつた。

報告②

・法人後見監査について、監査委員から改善要望が出た。現担当者はしっかりと後見支援を出来ているが、法人としてのバックアップが見てこない。このケースがなぜ、法人後見なのか、理事会としてもしっかりと認識をすべきであるとのご指導をいただいた。

・今後、規定の見直しについても検討が必要である。

質疑：

・監査の頻度はどれくらいか？決まっているのか？

説明：

・本来、年2回と決まっており、すべきところ、年1回のみである。

・まあとなあとして、法人後見するべきかどうかとも含めての検討が必要だ。個人では難しい事例も出てきている。

報告③

説明：

・前回の理事会で報告した、ささえあい資金・制度についての質問状について、「印旛成年後見研究会」への回答書を、三役でまとめ2月末までの回答をご希望であったため、理事会開催前にお送りしたので報告する。

・創設平成23年度から5年が経過する、制度の見直しの時期がきているのではないか？

・無くすではなく、運用・運営についてのご理解を深めていくための見直しの機会を作る検討を行いたい。クローズではなく、オープンな場での話し合いを、ということも含めて回答書を作成した。

・「印旛成年後見研究会」も議論に参加していただきたい。

質疑：

・この回答書は、これから承認ではなく、回答が済んでいるのか？済んでいるのであれば、ばあとなあもこの回答書との整合性を取っていくための議論が必要になる。

・配分委員会に限らず、委員会の委員長が理事でない場合があったが？現在の配分委員会は理事が委員長である。

・どういう場で話し合いの機会を作っていくのか？

・理事会として、問題点の認識を共通のものとしてから、会員のみなさまにお示しし、ご意見を求めるようにしないと、混乱するのでは？

説明：

・前回の理事会で、質問事項を見ていただき、三役で検討の上、回答することの承認をいただいている。ささえあい制度の在り方を見直そう。を前向きに考えていくことについての回答をした。ばあとなあも話し合いに参加されてその中で整合性を取っていくことになるのではないか。

・最終的には総会で何らかの決議をご承認いただくのが終着点。議論の場をどこで、については、まだまだこれから検討である。

#### 報告④

説明：

・新事業、松戸居住確保支援事業については、予算が議会を通過るのは3月末であるが、松戸市では委託したいとして話を進めているところである。

・仕様書を示されているが、当初の説明との相違や、お互いの立場がはっきり書かれていない部分等があり、訂正を求めているところである。

・新事業の担当者については、理事会に諮っていないのであるが、地域に詳しく趣旨にご理解ご賛同いただけ、すぐに選任で付ける方と条件がかなり厳しいので、既に採用の方向で進めている方がいる。氏名は小野 恵美子さん、松戸市の障害者施設・地域包括での職務の長い方である。

・事業の契約自体は4月1日であるが、3月から8日間であるが会として時間給での採用をしており、様式等の準備をお願いしている。

・事前に地域の社会支援の方々とご挨拶させていただこうとしていたが、松戸市より4月1日以降と言われている。

→以上

#### 報告⑤

説明：

・新事務局員として、1月18日より、白井 久仁子さんを採用した。

・回覧資料の説明

午後は同会場で総会開催です。（12:10 閉会）